

# 基幹インフラ制度への医療分野の追加について

# 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度の概要

令和7年9月19日第118回社会保障審議会医療部会資料

- 基幹インフラの重要設備が役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、国が一定の基準のもと、**基幹インフラ事業**（特定社会基盤事業）、**事業者**（特定社会基盤事業者。令和7年7月31日時点で257者）を指定し、**国が定めた重要設備**（特定重要設備）の導入・維持管理等の委託をしようとする際には、**事前に国に届出を行い、審査を受ける制度を構築**。令和5年11月に経済安全保障推進法が施行され、令和6年5月17日から制度運用開始。
- 国は、届け出られた計画書に係る特定重要設備が、我が国の外部から行われる妨害行為の手段として使用されるおそれ大きいと認めるときは、当該計画書を届け出た者に対し、妨害行為を防止するため必要な措置を講じた上で重要設備の導入等を行うこと等を勧告（命令）できる。

## 制度のスキーム



(1) **対象事業**…法律で次の分野を外縁として規定。それぞれの分野について、必要な範囲に細分化し**政令**で絞り込み。

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	8.港湾運送 (注)	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード

(2) **対象事業者 (特定社会基盤事業者)** …絞り込んだ事業ごとに、事業所管大臣が、**省令**で基準を作成し、該当する者を指定・告示。

(注) 港湾運送分野については、令和7年4月1日に施行。令和7年11月2日より届出義務の適用開始。

# 基幹インフラ制度への医療分野の追加について

令和7年9月19日第118回社会保障審議会医療部会資料（一部改）

## 医療機関について

- 近年、医療機関がサイバー攻撃等を受けてシステムに影響が生じる事案が発生しているが、医療機関においては、更なる医療DXの推進によりデジタル化・ネットワーク化が一層進むことが見込まれることから、今後、サイバー攻撃等を受けた場合には医療の安定的な提供への影響が現在よりも大きくなる可能性がある。
- 医療機関がサイバー攻撃等を受けた場合でも、地域の医療を安定的に提供するための「最後の砦」を確保することが必要と考えられることから、**高度な医療（救命・災害医療等を含む。）を提供する能力等を有する医療機関については、地域の医療の安定的な提供の確保に重要な役割を果たしている医療機関として基幹インフラ制度の対象**とし、サイバー攻撃等への対応強化を図ることとする。
- その具体的な対象範囲については、特定社会基盤事業者の指定基準の考え方である**事業規模**（病床数等）及び**代替可能性**（地域医療において果たす役割や医療提供能力等）のほか、**地域性、救急医療や災害拠点としての役割**などの観点からも、引き続き精査する。その際、医療機関は、既存の特定社会基盤事業者と比較し事業規模が小さく、医業収入は公定価格である診療報酬が中心であり、特定社会基盤事業者としての対応が負担となり得ることに留意しつつ、引き続き精査する。
- また、特定重要設備等については、医療機関の役務の提供にあたって重要な設備を念頭に、引き続き精査する。

## 支払基金（医療DX）について

- **支払基金**は、主に診療報酬の審査・支払業務を行っているが、**医療DXの推進にあたって中心的役割を果たし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムの開発・運用主体となる予定**。これにより、多くの医療情報が集積され、医師による診療に活用されるなど、より質の高い医療の提供に繋がる。
- 医療DXが普及・浸透していくことを踏まえると、電子カルテ情報共有サービス・電子処方箋管理サービス、およびその基盤となるオンライン資格確認等システムが停止した場合、**医療機関や薬局で円滑な診療・服薬指導等の安定的な医療の提供に支障が生じ、「広範囲又は大規模な社会的混乱」が生じると考えられる**。
- そのため、**支払基金**を特定社会基盤事業者とし、**電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムに係る設備**を特定重要設備とすることを念頭に制度改正に向けた検討を進める。

### 電子カルテ情報共有サービス

全国の医療機関・薬局をつなぐオンライン資格確認等システムのネットワークを活用し、医療機関や薬局等との間で電子カルテ情報を共有する仕組み。

### 電子処方箋管理サービス

電子的に処方箋の運用を可能とする仕組み。この仕組みにより、薬の処方・調剤の際に、患者が直近で処方・調剤された内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能となる。

### オンライン資格確認等システム

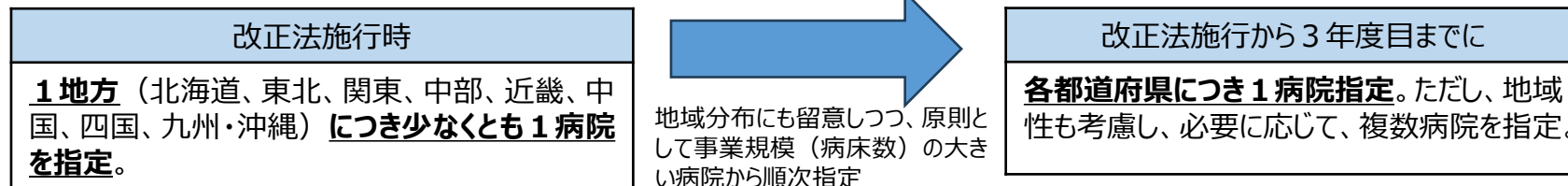
マイナンバーカードのICチップ等により、オンラインで資格情報の確認ができるシステム

## 対象医療機関の範囲について（案）

- 対象医療機関の範囲については、特定社会基盤事業者の指定基準の考え方である**事業規模**（病床数等）及び**代替可能性**（地域医療において果たす役割や医療提供能力、**広域な観点の医療機関機能**等）のほか、**救急医療や災害医療の拠点及びそれらのバックアップとしての役割**などの観点から総合的に検討を行った結果、地域における最後の砦としての機能を有する**特定機能病院**を念頭に指定することとする。

特定機能病院の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>高度な医療の提供能力等を有する病院</b>として、医療法に基づき、厚生労働大臣が承認。</li> <li>• <b>88病院（うち大学附属病院79病院）</b>（令和7年4月時点）</li> <li>• 400床以上、16以上の診療科、集中治療室等の構造設備、高度な研究等が要件。</li> <li>• <b>救急医療や災害医療の拠点</b>としての役割を担っている。</li> <li>• 「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」において、大学病院本院は、「広域な観点で担う常勤医師や代診医の派遣、医師の卒前・卒後教育をはじめとした医療従事者の育成、<b>広域な観点が求められる診療</b>」を総合的に担うとされている。</li> <li>• 通常よりも多くの医療従事者を配置（<b>人員配置基準もその他の病院より高い</b>）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業規模（多くの病床等を抱え、多くの入院患者に医療を提供できる）400床以上、16以上の診療科、その他の病院よりも高い人員配置基準を満たすこと等が承認要件であり、<b>1病院当たりの事業規模が大きい</b>。 （参考）一般に1病院の平均病床数は182床（令和5年医療施設調査）、特定機能病院の平均病床数は823床（同調査に基づき医政局において集計）</li> <li>○ 代替可能性（他の病院では代替困難な医療を提供できる） <b>高度な医療の提供能力</b>（集中治療室等の構造設備を含む）、<b>高度な研究</b>に加え、救急救命センターや災害拠点病院も含めた<b>地域の医療機関への広域な観点でのバックアップ機能</b>を担っている。また、特定機能病院自身も<b>救急医療や災害医療の拠点として一定の役割</b>を有しており、地域における最後の砦としての機能を担っている。</li> </ul>

- **具体的に指定する病院は、各特定機能病院の事業規模、広域な観点の医療機関機能のほか、救急医療や災害医療に果たす能力などを踏まえ選定**する。また、**既存分野と比較し、事業規模が小さい事業者を対象**とするため、**十分な準備期間を確保する等の観点から**、以下のように地域性を考慮しつつ**段階的に指定範囲を拡大**することを想定。



## 医療機関における特定重要設備について（案）

- **特定重要設備については、当該設備が停止した場合の社会的混乱の規模や、患者の生命に直結するか否か等の観点から検討を進めており、電子カルテ、手術部門、集中治療部門に関連する設備から指定する方向で引き続き精査する。**

特定重要設備の候補	概要
電子カルテに関連する設備	診療録を中心とした患者情報の記録・参照などに利用するもの。
手術部門に関連する設備	主として外科的処置が必要な患者に対して全身麻酔等を行いながら手術を実施するとき等に利用するもの。
集中治療部門に関連する設備	手術後の患者や全身状態が悪化した重症患者等に対して、診療密度が特に高い医療を提供するとき等に利用するもの。

### （参考）厚生労働省における医療機関のサイバーセキュリティ確保の取組

- ・安全管理ガイドライン等に基づき、サイバーインシデントや災害時を含む非常時を想定した事業継続計画（BCP）を整備。
- ・医療情報システムに関する安全管理ガイドラインの策定と医療機関への周知
- ・医療機関の管理者が遵守すべき事項にサイバーセキュリティの確保を位置付け、医療法に基づく立入検査において確認  
医療機関が優先的に取り組むべき事項についてチェックリストを作成
- ・医療機関における人材育成を趣旨とした研修の実施、インシデント初動対応支援（専門家を派遣する仕組み）の構築・実施（委託事業）
- ・医療セプター等を通じた脆弱性情報等の共有
- ・G-MISを用いた医療機関への定期調査の実施
- ・医療機器の満たすべき基準としてサイバーセキュリティ対策の実施を規定
- ・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業 等

# サイバー対処能力強化法（令和7年法律第42号）の概要

- 国家安全保障戦略(令和4年12月16日閣議決定)では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとの目標を掲げ、①官民連携の強化、②通信情報の利用、③攻撃者のサーバ等への侵入・無害化、④NISCの発展的改組・サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置等の実現に向け検討を進めるとされた。
- これら新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、令和6年6月7日からサイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議を開催し、同年11月29日に提言を取りまとめ。
- この提言を踏まえ、令和7年2月7日に「サイバー対処能力強化法案」及び「同整備法案」を閣議決定。国会での審議・修正を経て、同年5月16日に成立、同月23日に公布。

## 概要

### 総則 □ 目的規定、基本方針等 (第1章)

#### 官民連携 (強化法)

- 基幹インフラ事業者による
    - ・ 導入した一定の電子計算機の届出 (第2章)
    - ・ インシデント報告
  - 情報共有・対策のための協議会の設置 (第9章)
  - 脆弱性対応の強化 (第42条)
- 〔その他、雑則(第11章)、罰則(第12章)〕

#### 通信情報の利用 (強化法)

- 基幹インフラ事業者等との協定(同意)に基づく通信情報の取得 (第3章)
- (同意によらない)通信情報の取得 (第4章、第6章)
- 自動的な方法による機械的情報の選別の実施 (第22条、第35条)
- 関係行政機関の分析への協力 (第27条)
- 取得した通信情報の取扱制限 (第5章)
- 独立機関による事前審査・継続的検査等 (第10章)

□ 分析情報・脆弱性情報の提供等 (第8章)

### アクセス・無害化措置 (整備法)

- 重大な危害を防止するための警察による無害化措置
- 独立機関の事前承認・警察庁長官等の指揮等 (警察官職務執行法改正)
- 内閣総理大臣の命令による自衛隊の通信防護措置(権限は上記を準用)
- 自衛隊・日本に所在する米軍が使用するコンピュータ等の警護(権限は上記を準用)等 (自衛隊法改正)

### 組織・体制整備等 (整備法)

- サイバーセキュリティ戦略本部の改組、機能強化 (サイバーセキュリティ基本法改正)
- 内閣サイバー官の新設 (内閣法改正) 等

## 施行期日

公布の日(令和7年5月23日)から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日 等

# 參考資料

## 特定社会基盤事業・特定社会基盤事業者の指定に関する考え方

### 基本指針における記載

- 特定社会基盤事業は、法第50条第1項各号に掲げる事業の中から、特定社会基盤役務（「①国民生活又は経済活動が依存している役務であって、その利用を欠くことにより、広範囲又は大規模な社会混乱を生ずるなどの経済・社会秩序の平穩を損なう事態が生じ得るもの」又は②「国民の生存に不可欠な役務であって、その代替が困難であるもの」）の提供を行うものを政令で定める。
- 特定社会基盤事業者の指定基準は、①事業規模又は②代替可能性のいずれか又はその両方を考慮し、事業ごとの実態を踏まえて定める。
- 特定社会基盤事業者の指定は、①適正な競争関係を不当に阻害することがないように配慮すること、②中小規模の事業者の指定についてはより慎重に検討を行うことに留意して行うこととする。

#### ＜特定社会基盤事業の例＞

一般送配電事業、水道事業、第一種鉄道事業、銀行業 ※対象としない事業の例：小売電気事業、簡易水道事業、衛星基幹放送

#### ＜特定社会基盤事業者の指定基準の例＞

給水人口（水道事業）、運航便数のシェア（航空運送事業）、5G開設計画の認定の有無（電気通信事業）

## 特定重要設備・重要維持管理等に関する考え方

### 基本指針における記載

- 特定重要設備は、例えば「その機能が停止又は低下すると、役務の提供ができない事態を生じ得る設備」、「その機能が停止又は低下すると、役務の提供は停止しないが、役務が備えるべき品質・機能等が喪失又は低下した状態を生じ得る設備」、「その機能が停止又は低下すると、役務の提供を直接阻害するものではないが、安定的な提供の継続を阻害し得る設備」を特定社会基盤事業の実態等を踏まえて考慮し、定める。
- 重要維持管理等は、特定重要設備の実態を踏まえ、必要な範囲に限って定める。
- 特定重要設備及び重要維持管理等を定める省令の立案に当たっては、①適正な競争関係を不当に阻害することのないようにすること、②特定社会基盤役務の提供に当たって過度な負担を生じないよう対象は真に必要な範囲に限定することに配慮する。

#### ＜特定重要設備の例＞

需給制御システム（一般送配電事業）、浄水施設の監視制御システム（水道事業）、列車運行管理システム（鉄道事業）、電気通信設備の制御機能を有する設備（電気通信事業）、預金・為替取引システム（銀行業）、取引認証設備（クレジットカード）

#### ＜重要維持管理等の例＞

維持管理、操作

# 特定機能病院制度の概要

## 趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び評価、医療の高度の安全の確保、高度の医療に関する研修並びに地域における医療の確保を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認するもの。

※承認を受けている病院(令和8年4月24日現在) ... 88病院(大学病院本院79病院)

## 役 割

○高度の医療の提供

○高度の医療技術の開発・評価

○高度な医療安全管理体制

○高度の医療に関する研修

○地域医療への人的協力

## 承認要件

- 高度の医療の提供、開発及び評価、医療の安全の確保、研修、並びに地域医療への人的協力を含む地域における医療の確保を実施する能力を有すること
- 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること（紹介率50%以上、逆紹介率40%以上）
- 病床数 ……400床以上の病床を有することが必要
- 人員配置
  - ・ 医 師……通常の2倍程度の配置が最低基準。医師の配置基準の半数以上がいずれかの専門医。
  - ・ 薬剤師……入院患者数÷30が最低基準。（一般は入院患者数÷70）
  - ・ 看護師等…入院患者数÷2が最低基準。（一般は入院患者数÷3）
  - ・ 管理栄養士1名以上配置。
- 構造設備……集中治療室、無菌病室、医薬品情報管理室が必要
- 医療安全管理体制の整備
  - ・ 医療安全管理責任者の配置
  - ・ 専従の医師、薬剤師及び看護師の医療安全管理部門への配置
  - ・ 監査委員会による外部監査
  - ・ 高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療の提供の適否を決定する部門の設置
- 地域医療への人的協力
  - ・ 派遣先医療機関との連携・調整の下、医師の計画的かつ継続的な派遣（常勤医師換算数原則60人以上）
- 原則定められた21の診療科を有していること
- 査読のある雑誌に掲載された英語論文数が年70件以上あること 等

※ 特定機能病院Bにおける診療科、紹介率・逆紹介率、地域における医療の確保等について、別途、承認要件を設定。

# 特定機能病院一覧（令和8年4月24日時点）

## 【特定機能病院A】

1	順天堂大学医学部附属順天堂医院
2	日本医科大学付属病院
3	日本大学医学部附属板橋病院
4	東邦大学医療センター大森病院
5	久留米大学病院
6	北里大学病院
7	聖マリアンナ医科大学病院
8	東海大学医学部付属病院
9	近畿大学病院
10	自治医科大学付属病院
11	長崎大学病院
12	山口大学医学部付属病院
13	高知大学医学部付属病院
14	秋田大学医学部付属病院
15	東京慈恵会医科大学付属病院
16	大阪医科薬科大学病院
17	慶應義塾大学病院
18	福岡大学病院
19	愛知医科大学病院
20	獨協医科大学病院
21	埼玉医科大学病院
22	昭和大学病院

23	兵庫医科大学病院
24	金沢医科大学病院
25	杏林大学医学部付属病院
26	川崎医科大学付属病院
27	帝京大学医学部付属病院
28	産業医科大学病院
29	藤田医科大学病院
30	東京医科歯科大学病院
31	千葉大学医学部付属病院
32	信州大学医学部付属病院
33	富山大学付属病院
34	神戸大学医学部付属病院
35	香川大学医学部付属病院
36	徳島大学病院
37	弘前大学医学部付属病院
38	東北大学病院
39	広島大学病院
40	琉球大学病院
41	北海道大学病院
42	旭川医科大学病院
43	鳥取大学医学部付属病院
44	愛媛大学医学部付属病院

# 特定機能病院一覧（令和8年4月24日時点）

45	宮崎大学医学部附属病院
46	鹿児島大学病院
47	山形大学医学部附属病院
48	三重大学医学部附属病院
49	大阪大学医学部附属病院
50	岡山大学病院
51	大分大学医学部附属病院
52	福井大学医学部附属病院
53	新潟大学医歯学総合病院
54	国立大学法人金沢大学附属病院
55	熊本大学病院
56	名古屋大学医学部附属病院
57	滋賀医科大学医学部附属病院
58	京都大学医学部附属病院
59	島根大学医学部附属病院
60	山梨大学医学部附属病院
61	浜松医科大学医学部附属病院
62	佐賀大学医学部附属病院
63	筑波大学附属病院
64	東京大学医学部附属病院
65	九州大学病院
66	防衛医科大学校病院
67	岐阜大学医学部附属病院

68	公立大学法人横浜市立大学附属病院
69	関西医科大学附属病院
70	公立大学法人福島県立医科大学附属病院
71	和歌山県立医科大学附属病院
72	名古屋市立大学病院
73	大阪公立大学医学部附属病院
74	奈良県立医科大学附属病院
75	札幌医科大学附属病院
76	京都府立医科大学附属病院
77	東京医科大学病院
78	群馬大学医学部附属病院
79	岩手医科大学附属病院

## 【特定機能病院B】

1	国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院
2	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院
3	国立研究開発法人国立がん研究センター東病院
4	国立研究開発法人国立循環器病研究センター

## 【その他の特定機能病院】

1	公益財団法人がん研究会有明病院
2	静岡県立静岡がんセンター
3	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪国際がんセンター
4	聖路加国際病院
5	愛知県がんセンター